

元禄十七年东叡山一品公辨法親王の由と
ある額に羽黒三石大権現とあり世人是と
稱して羽黒月山湯殿三石の神祇同殿と
此語をなりと思へり古歌流傳も又この
由くもや又秘傳もあるにや予按るに
月山大権現ハ月山の頂に社あり湯殿山に
ハ社なりといハ大湯出る所を神祇と一列
又列ふもして東叡山の由を配はあらず
然る大堂の内は多る月山湯殿の二石ハ南
良の表目を該處に参りて表目社といふ

ところの俗名を勧請の社といふは例は唯
此れを羽黒権現ハ本羽黒より移れたる
一社にして二神ハ後代の勧請と云へり
天寶以前是は經堂院の草堂一に羽黒
記を見るに月山湯殿ハ権現を勧請する
神祇ハ別殿に二社あり末は湯殿月山湯殿
の由ハ云ふ山源沃もして夏月なりては
兼訪なりを故に朝夕礼拝の由に勧請を
一と云へり然る大堂の内は二山の神を
勧請といふ又別殿は二山の神を勧請を